

2008

5月号



470

広報

かわち



美味しいお米が出来ますように!!



(写真：田植え体験祭より)

<主な内容>

行政改革を進めています……………P 2～4

道路交通法が一部改正されます…P 6～7

特定健康診査がはじまります…P 9

保健センターだより……………P 10～11

行政改革を進めています

～平成19年度までの取組み状況(平成20年3月末現在)～

◆問合せ先◆ 総務課行政改革G TEL 84-2111 (内線103)

多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し得るよう、町では行政運営全般にわたる改革を行うため、平成17年11月に行政改革大綱(第2次)を策定し、平成17年度から5年間をその推進期間として行政改革を進めています。

行政改革の推進にあたっては、その実効性をより高めるため基本方針のもとに定められた8つの推進方針に基づき、常にその進行管理をはかり、積極的な行政改革の推進に努めています。

19年度までの主な取組み状況についてお知らせします。

1. 住民の立場に立った行政運営の確立

◆窓口等における行政サービスの向上

- ・課内職員における課内業務全般の知識の習得(H18)
- ・週一回の課内での事務打合の実施(H18)
- ・窓口ローカウターの設置等(H19)

◆事務手続き等の合理化による町民負担の軽減

- ・法人、償却、滞納システム導入(H18)
- ・各種申請様式のホームページからのダウンロード対応(H18)
- ・茨城電子申請による証明書の交付申請(H19)

◆情報公開の推進と広聴制度の充実

- ・ホームページによる情報公開(H18)
- ・職員によるホームページ更新操作研修会の開催(H18)

◆住民票等の休日交付制度の周知徹底

- ・電話予約による住民票、印鑑証明の休日交付

※交付状況(H18)

住民票7件(7通)、印鑑証明2件(5通)

※交付状況(H19)

住民票5件(3通)、印鑑証明6件(7通)



住民接遇の改善をはかるため、窓口
にローカウンターを設置しました。

2. 事務・事業の見直し

◆事務事業の広域的連携と調整の強化

- ・龍ヶ崎市外2町介護認定審査会(継続)
- ・塵芥処理組合と連携「ごみの減量化・資源化」の推進(継続)

◆民間委託等の推進

- ・学校給食業務の全面委託開始(H19:1)

※給食センターの廃止

◆公営企業及び特別会計事業の運営効率化

- ・保険料の収納率向上
- ・国民健康保険、介護保険の単票による納入通知書を連記式の通知書式に変更(H18)

※郵送費の大幅な削減

- ・介護予防事業の推進(地域包括支援センター事業)

- ・居宅老人デイサービスセンターの廃止(H18)

- ・国民健康保険料の収納率向上を推進するため、徴収嘱託員を継続して委嘱(H19)

- ・医療費適正化対策として、レセプト点検員の雇用と一部外部委託を併用することにより効果的な点検となるよう改善を図った(H19)

- ・水道使用料未納者に対する滞納整理及び給水停止の実施(H19)

◆業務委託の見直し

- ・夜間警備委託料 ▲15%(H18)
- ・業者への削減要請 ▲5%(H18)

- ・見積書の比較検討による経費削減の徹底(H18)
- ・加除式書籍の見直しにより追録経費の削減

◆例規集の電子化により追録経費の削減

- ▲1,180,000円(H19)
- ▲3,376,000円(H19)

- ▲1,180,000円(H19)

3. 時代に即応した組織・機構の見直し

- ◆ 行政機構の再編成 (H18.4)
 - ・ 役場の機構改革 13課、2局、1室
 - ← 5課、2局、1室に再編
- ◆ 行政組織の見直し
- ◆ 付属機関等の整理合理化
 - ・ 公民館分館の再編にかかる検討会議の開催 (H18)
 - ・ 検討委員会から町長へ公民館分館の再編に係る意見書の提出 (H19)
 - ※ 検討内容：平成21年4月から、現在の7分館を5分館に再編予定
- ◆ 女性委員の積極的登用
 - ・ 女性委員登用割合30%を目標に積極的登用を推進 (H18)



4. 定員管理及び給与の適正化の推進

- ◆ 定員の適正化
 - 平成18年度～平成22年度までに15人の削減予定 (▲9・6%)
 - ・ 平成18年度末定員状況 (▲9・6%)
 - ・ (減員7人、増員0人、差引▲7人、職員総数150人)
 - ・ 平成19年度末定員状況
 - ・ (減員6人、増員1人、差引▲5人、職員総数145人)
- ◆ 給与、手当の適正化
 - ・ 非常勤特別職の報酬の見直し (H18)
 - ※ 日額報酬▲10%
 - ※ 月額報酬▲20%
 - ※ 費用弁償 一律1,000円
 - ・ 特殊勤務手当 (行旅死亡人等の死体処理作業以外)、旅費について当分の間支給しない特例条例の制定 (H18.1) (継続)
 - ・ 議員の費用弁償、旅費について当分の間支給しない特例条例の制定 (H18.1) (継続)
 - ・ 議員報酬の改定により、任期満了等により職を離れた際の報酬を月割から日割算定に変更 (H19)

5. 効率的な行政運営と職員的能力開発の推進

- ◆ 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用
 - ・ 情報公開条例に基づいた行政情報の公開と、個人情報保護条例に基づいた個人情報の管理 (継続)

- ・ 情報公開実施状況
 - 町長1件、選挙管理委員会7件 (H18)
 - 町長1件 (H19)

- ◆ 行政情報提供の積極的推進
 - ・ ホームページへ議会情報掲載開始 (H17.6)
 - ・ 議場中継モニター設置 (H17.12)
 - ・ 議会だよりの発行開始 (H18.2)
 - ・ 町ホームページ等による積極的な情報提供 (H18)
- ◆ 職員的能力開発の推進
 - ・ 職員研修の積極的参加、人事交流の推進 (継続)
 - ・ 実績評価制度、勤務評価制度導入の検討 (H18)
 - ※ 全職員を対象に研修会及びアンケートの実施
 - ・ 人事評価制度導入に伴う評価者及び被評価者研修会開催 (H19)



H20年4月より源清田保育所と長竿保育所を統合し、H21年度の「認定子ども園」開園に向け整備を進めています。

6. 電子自治体の実現

- ◆ 行政内部の電子化
 - ・ 町例規集の電子化 (H19)
- ◆ 官民接点のオンライン化
 - ・ 行政手続等11項目についてオンライン化 (H18)
- ◆ 行政情報のインターネット公開及び利用促進
 - ・ 町ホームページリニューアル (H18)

http://www.town.haraki-kawachi.lg.jp/
 教育委員会ホームページ開設 (H18)
<http://www.edu-kawachi.jp/>

7. 学校、保育所、幼稚園の統廃合

- ◆ 小学校、中学校の統合
 - ・ 小中学校統廃合検討委員会の開催 (H18)
 - ・ 住民説明会の開催 (H18)
 - ・ 小中学校統廃合検討委員会から統廃合計画書 (案) について町長あて答申 (H19)

【答申内容】 答申…平成20年3月11日
 ・ 中学校の統合について

統合位置…河内中学校
 統合期日…平成21年4月は転換見送りとし、
 今後の生徒数推移を踏まえ早急
 な時期としたい

統合の方法…河内中学校、金江津中学校両校を
 閉校し統合新設とする

・ 小学校の統合について
 統合位置…源清田小学校

統合期日…平成21年4月は転換見送りとし、
 今後の生徒数推移を踏まえ早急

な時期としたい
 統合の方法…源清田小学校、長竿小学校両校を
 閉校し統合新設とする

- ◆ 保育所、幼稚園の統廃合
 - ・ 保育所、幼稚園の統廃合に係る関係課調整会議 (H18)
- ※ 源清田保育所、長竿保育所、第一幼稚園を統合し「認定こども園」の設立 (平成21年開園) に向け検討
 - ・ 保護者説明会開催 ※ 幼稚園・各保育所 (H19)
 - ・ 子供たちの交流会開催 (H19)
 - ・ 「認定こども園」設立に向け保育所及び幼稚園職員合同研修実施 (H19)
- ・ 平成20年4月から、長竿保育所を源清田保育所に統合決定 (H19)

8. 財政運営の健全化

- ◆ 財政状況の公表
 - ・ ホームページ等の有効活用による財政状況の公表 (H18)
- ◆ 財政健全化計画の推進
 - ・ 長期財政計画の策定 (策定H18 計画期間H19～H28年度)

・ 公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画の策定 (策定H19 計画期間 H19～H23年度)

◆ 補助金の整理合理化
 ・ 補助金審査チェック表に基づきヒアリングを実施 (補助金検討委員会)

※ 原則前年度 ▲10% (H18)
 ・ H20年度予算要求補助金の審査及び判定 (H19)

※ 町単独補助金について個別に実施 (団体補助金27件、事業補助金55件)

- ◆ 職員の意識改革
 - ・ 職員研修会の開催
 - ・ 職員による町有地の除草作業の実施
- ◆ 使用料、手数料の適正化
 - ・ 平成21年の保育所、幼稚園の統合 (「認定こども園」設立) にむけ検討 (H18)
- ◆ 課税客体の適正な把握と徴収率の向上
 - ・ 税務担当職員全員が徴収実務講習会を受講 (H18)
 - ・ 課長補佐職以上による特別徴収の実施 (H18)
 - ※ 収納率90%を目標
 - ・ 課税客体の適正な把握 (H19)
 - ※ 航空撮影、家屋調査の実施
 - ・ 滞納処分の実施 (H19)
 - ※ 債権差押28件、給与、不動産9件

※ 町民の皆様のご理解とご協力を ※

行政改革を推進し新たな体制づくりを目指す過程では、町民の皆様にご迷惑をおかけすることも考えられます。

行政改革の実現には、職員の意識改革を徹底することと、町議会をはじめ皆様のご理解とご協力を得ていくことが何よりも重要です。

町民の皆様には、今後の行政改革の進捗状況について、積極的な公表・広報に努めてまいりますのでよろしくお願い致します。



平成20年度 河内町消防団

4月20日、新入団員任命書交付式が中央公民館で行われました。今年、13名が新たに河内町消防団に加わり、平川団長より任命書の交付を受けました。また、新入団員を代表し杉山晃規さん(第6分団)が新入団員宣誓を行いました。

平成20年度河内町消防団の本部役員(左写真)と各分団長を紹介します。

◆本部役員◆

団長

副団長

副団長兼第1方面隊長

大野 貢

第2方面隊長

鈴木 俊寿

副団長兼第3方面隊長

高橋 博

指導員

指導員

菊地 真一

瀬尾 正治

高橋 正人

青野 宏士

古手 泰貴

佐々木 祐次

野沢 浩昭

伊藤 英一

◆分団長◆

第1分団

第2分団

第3分団

第4分団

第5分団

第6分団

第7分団

第8分団

第9分団

第10分団

第11分団

第12分団

第13分団

第14分団

第15分団

平川 和文

諸岡 周示

大野 貢

鈴木 俊寿

高橋 博

高橋 正人

青野 宏士

古手 泰貴

佐々木 祐次

野沢 浩昭

伊藤 英一

諸岡 貴昭

古手 利勝

秋山 潤一

森下 健史

秋山 嘉孝

古森 康宏

茂手木 信

田中 宏樹

野口 英樹

垣沼 一

大月 英樹

村上 洋之

福田 誠一

水原 和也

長浜由美子



泥にまみれながら 田植え体験

～ふるさとかわち「田植え体験祭」～

5月10日、子ども達に田植え体験をしてもらい、食と農業の大切さを考え自然と人とのふれあいを深めてもらおうと「田植え体験祭」(株ふるさとかわち主催)が開催されました。

当日は時折り雨が降る少し肌寒いなかでの田植えとなりましたが、町内をはじめ近隣市町村や県外から家族連れなど約400人の参加者が集まり、慣れない足元の中泥だらけになりながら苗を植えていました。田植えのあとは、河内のお米でつくったおにぎりなどが振舞われたり餅つきや抽選会なども行われ大きな賑わいをみせていました。

秋には、今回植えた苗を刈り取る収穫祭を予定しています。



道路交通法が一部改正されます

～平成20年6月1日施行～

1. 普通自転車の歩道通行のルールが変更！

普通自転車が歩道を通行できる場合

改正前 普通自転車の「歩道通行可」の標識等があるとき

改正後 ①「歩道通行可」の標識等があるとき

②年齢13歳未満の児童や幼児など政令で定める者が運転するとき

③車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合



普通自転車の歩道通行方法が改正！

改正前 ①車道よりの部分を徐行

※歩道に標識等により指定されている通行部分があるときはそこを徐行

②歩行者の通行を妨げるときは一時停止

改正後 ①の※が改正「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を徐行

ただし、その部分を通行している歩行者や通行しようとしている歩行者がない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。

また、歩行者にも通行回避の努力義務が追加され、歩道に「普通自転車通行指定部分」があるときは、歩行者はその部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなりません。

2. 自転車乗車時に児童・幼児のヘルメット着用！

児童・幼児(13歳未満の者)を保護する責任のあるものは、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

「乗車させるとき」とは ①補助いす等で、乗車させるとき

②自転車を運転させるとき



3. 「高齢者運転者標識」の表示が義務化！

改正前 普通自動車を運転する場合、70歳以上のドライバーの方は「高齢者運転者標識」の表示は努力義務でした。

改正後 75歳以上のドライバーに義務化され、70歳以上75歳未満のドライバーの方については今までどおりの努力義務となります。

4. 後部座席のシートベルト着用が義務化！

改正前 後部座席などの同乗者（助手席以外の同乗者）は努力義務

改正後 後部座席など運転席・助手席以外の席でも完全義務化となります。当分の間、高速道路において違反した場合は、運転者に行政処分の点数が付されます。

★後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、

- ◎自分自身が大きな被害
 - ◎車外放出
 - ◎前席同乗者への加害
- などの危険性があります。



後部座席のシートベルト着用は、自分自身のほか、同乗している家族や友達の大切な「命」を守ります。車に乗ったら前席も後席もシートベルト（6歳未満はチャイルドシート）を着用しましょう。

5. 聴覚障害者、普通免許の取得が可能に！

「聴覚障害者標識」の表示が義務化！

改正前 適性検査（聴力）の合格基準を満たさない聴覚障害者の方は、運転免許を取得することができませんでした。

改正後 適性検査の合格基準を満たさない方でも、車両にワイドミラーの装着すること等を条件として、普通自動車免許を取得することが可能になります。
また、「聴覚障害者標識」の表示は義務となり、表示車両への幅寄せや割り込みは禁止となります。

交通安全教室が開かれました！

4月25日、金江津小学校で交通安全教室が開かれました。この教室は、毎年、各学校や保育所で授業の一環として行われているものです。

当日は、竜ヶ崎警察署の署員3名と金江津駐在員を講師に迎え、交通安全の重要性、命の大切さなどのお話のあと、自転車通学班と徒歩通学班に分かれてそれぞれ安全な自転車の乗り方や交通量の多い道路や通学路での安全確認などを指導していただきました。

新入生にとっては初めての教室でしたが、通学班の上級生の後に続いてしっかりと交通安全の大切さを学んでいました。



生涯学習のとびら

H20. vol.21

◆問合せ先◆

河内町長竿3689-1
河内町教育委員会事務局生涯学習G
☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

ふるってご参加下さい!! 参加者募集!

第13回町民ゴルフ大会

- 【期 日】 6月19日(木)
- 【会 場】 ニッソーカントリークラブ
- 【主 催】 体育協会ゴルフ部
- 【参加資格】 町内に居住する方(学生は除く)
または、町内に勤務する方
- 【参加費】 3,000円
- 【プレー費】 9,650円
(キャディー付き、食事・売店別)
- 【競技方法】 ペリア方式(18ホールストロークプレー)
チャリティーホール アウト4番
- 【申 込 先】 教育委員会事務局生涯学習グループ(中央公民館)



(昨年の様子)

河内ユースクラブ ~TEENメンバー募集中!~

~カタチにします。あなたのやる気とみんなの心~
新たな出会いと発見!! 大事なのはみんなの心。

河内ユースクラブとは?

- ① 子どもからお年寄りまでの人達と一緒に遊んだり、お手伝いをします。たくさんの人と交流を深めつつ自分自身も楽しめて幅広い体験ができるボランティア団体です。
- ② ユースクラブは、活動が決まると各自に連絡がいく仕組みになっています。行事等への参加は自由なので、すべての活動に参加しなければならないということはありません。
どの行事に参加するかを自分で決めることができます。
これが、ユースクラブの大きな特徴です。

~主な活動内容~

- ・町や町の関係団体が主催する行事等のお手伝いです。
- ・長期休暇(夏休みなど)を利用してキャンプやスポーツへの参加など幅広い活動もあります。



特定健康診査が始まります

医療制度の改正により、昨年まで町で実施してきました40歳以上の健康診査は、この4月から各医療保険者が実施する特定健康診査に変わりました。これまでどおり町の健診を受診できるのは、河内町国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度加入者になります。その他の医療保険加入の方は、各医療保険者にご確認ください。

◆ 問合せ先 ◆ 保健センター TEL 8 4 - 4 4 8 6
町民課保健G TEL 8 4 - 2 1 1 1 (内線170, 171)

特定健診の対象者

対象者	内容	料金
国民健康保険加入者 (40歳～74歳の方)	腹囲、身長、体重、血圧、血液検査、 尿検査、心電図、眼底検査	1,200円
後期高齢者医療制度加入者 (75歳以上の生活習慣 病で服薬中でない方)	身長、体重、血圧、血液検査、尿検査	無料

※勤務先などの健診(事業主健診)を受診される方は、必要ありません。



特定健診の案内等

健診の対象となる方には、6月中に受診券等の案内を郵送しますので申込みは必要ありません。受診の際は、受診券と健康保険証を必ずお持ちください。また、後期高齢者医療制度加入者(75歳以上の方)の健診は、高齢者健診として実施しますが、生活習慣病で治療中(服薬中)の方は健診の対象となりません。

なお、介護予防を目的に65歳以上の全ての方を対象に生活機能評価を同時実施します。(要支援、要介護認定者は対象外)

特定健診の日程(平成20年度)

日 程	場 所	受付時間
7月 6日(日)	保健センター	午前9時～11時 午後1時30分～3時
7月 8日(火)	保健センター	
7月 9日(水)	保健センター	
7月10日(木)	つつみ会館	
7月11日(金)	午前：第3分館(旧西共) 午後：福祉センター	※年に1度は受診し、ご自分の 健康管理に役立てましょう。
12月15日(月)	保健センター	
12月16日(火)	つつみ会館	
12月17日(水)	午前：第3分館(旧西共) 午後：福祉センター	

特定健康診査・特定保健指導Q&A

Q: 昨年までの健康診査と特定健康診査はどこが違うのですか？

A: 昨年までの健康診査では、予防よりも病気の早期発見・治療が中心でした。特定健康診査・特定保健指導では、医療費全体の1/3を占めると言われる生活習慣病の予防のための保健指導に重点が置かれます。

Q: 国民健康保険の加入者ではありませんが、町の健診を受けられますか？

A: 本年4月から特定健康診査の実施が(※)医療保険者に義務付けられました。そのため医療保険者に問い合わせの上確認してください。なお、各がん検診などは、今までどおり町の健診で受診できます。

※「医療保険者」とは、被保険者証の発行元です。

例：河内町国民健康保険(自営業者など)、健康保険組合(会社員など)、共済組合(公務員など)

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

胃がん・大腸がん集団検診のお知らせ

平成20年度の法改正にともない、河内町では従来の総合健診ではなく、胃がん・大腸がん検診のみで実施します。がん検診は、加入している医療保険の種類に関わらず、40歳以上の方が対象です。ご自身の健康管理のために検診をご活用ください。

1. 日程

検診日程	場所	受付時間	定員
7月15日(火)	つつみ会館	午前7時～7時30分	50名
		午前8時～8時30分	50名
		午前9時～9時30分	50名
7月16日(水)	保健センター	午前7時～7時30分	50名
		午前8時～8時30分	50名
		午前9時～9時30分	50名
7月17日(木)	保健センター	午前7時～7時30分	35名
		午前8時～8時30分	35名
		午前9時～9時30分	35名
7月18日(金)	福祉センター	午前7時～7時30分	35名
		午前8時～8時30分	35名
		午前9時～9時30分	35名

2. 検査内容

胃がん検診	40歳以上*の方	バリウムによるレントゲン検査	料金1,000円
大腸がん検診	40歳以上*の方	便潜血反応2日法	料金 500円

※21年3月31日現在の年齢です

3. 申し込み方法

平成20年6月2日(月)から、申し込みを受け付けます。保健センターに電話でお申し込みください。その際、地区、氏名、生年月日、住所、電話番号等を伺います。

※集団健診ですので例年どおり多少時間がかかりますのでご了承ください。

※定員になり次第締め切らせていただきます。

～予防接種に保護者以外の方が同伴する際に委任状が必要となります～

平成20年度からは、予防接種時にその子の様子の分かる保護者以外の親族等が付き添う場合は委任状が必要となりました。ポリオの集団接種に保護者以外の方が同伴する場合は、事前に委任状を送付しますので、保健センターにご連絡ください。予防接種をより安全に実施する目的で行うものですので、ご理解をお願いいたします。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 または 84-3682

～ 健康づくり健診のお知らせ ～

18歳～39歳の方で、河内町に住所がある方に対し、健康づくり健診を実施します。

健康は若い頃からの生活習慣の積み重ねです。この機会に健診を受け、自分の体を知り、健康づくりにお役立てください！

日 程	場 所	受付時間
7月 6日 (日)	保健センター	午前9時～11時
7月 8日 (火)	保健センター	
7月 9日 (水)	保健センター	
7月10日 (木)	つつみ会館	午後1時30分～3時
7月11日 (金)	午前：第3分館 (旧西共同利用施設) 午後：福祉センター	

健診内容：問診・身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査

料 金：1,200円

申込方法：18歳～39歳の健康づくり健診を受ける方は保健センターに電話でお申し込みください。申し込みは6月9日(月)からです。

※それ以外の年齢の方は、特定健診・高齢者健診となります。こちらは対象者に通知します。

～「まいまいくらぶ」始めました！～

子育て中のママたちが子供連れで気軽に集まれる場として、3歳までのお子さんと保護者の方を対象に、「まいまいくらぶ」を始めました。気晴らしやお友達作りの場として、お気軽にお越しください。いろいろと話をすることで、悩みも吹き飛ばすかもしれませんヨ！

4月24日に1回目の「まいまいくらぶ」を実施しました。雨のせいか、参加者は少なかったのですが、今年度は保健センターに保育士がおりますので、家でも作れるおもちゃなどを作ったり、手形をとったり、楽しい時間を過ごしました。



今回は風にたなびく
こいのほりを作りました。

ママ同士のおしゃべりも
楽しいです！

～ 予防接種の指定医療機関が増えました ～

現在、乳幼児期の百日咳・ジフテリア・破傷風の三種混合予防接種、はしか風疹(MR)予防接種、高校3年生のはしか風疹(MR)予防接種は、指定医療機関で実施していただいております。20年4月からは、龍ヶ崎市の中村クリニックでも接種ができるようになりました。接種の対象になっている方は、いずれの病院で接種する場合も、電話で予約をし、健康状態の良いときに保護者が同伴してください。

中村クリニック 龍ヶ崎市米町8686 TEL64-6655



生活

税務署での面接相談は、事前の予約が必要となります。

平成20年5月1日(木)から、国税に関するご相談のうち内容が複雑で事実関係を確認する必要がありご相談等については、事前に税務署に電話予約をいただいた上での電話相談となりました。国税に関するご相談を希望される方は、まず電話にてお問い合わせください。

◆問合せ先

竜ヶ崎税務署
TEL 66-13303

肝炎インターフェロン治療費助成制度について

4月から肝炎インターフェロン治療にかかる医療費の一

部が助成されます。

◆助成の対象となる対象

- ① B型肝炎ウイルス肝炎およびC型肝炎ウイルス肝炎に罹患し、インターフェロンの治療をされている(される)方
- ② 茨城県に住民登録している方
- ③ 国民健康保険など各種医療保険に加入している方

※他法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている方は対象となりません。

◆助成対象となる期間

助成期間は、保健所へ申請書を提出した月の初日から1年間です。

◆医療費の助成の範囲

① インターフェロンの治療および当該治療に付随して発現する傷病に限られます。

② インターフェロンの治療にかかる保険診療の患者負担

5月の納税

- ◆ 軽自動車税(全期) ◆
 - ◆ 豊田新利根土地改良(1期) ◆
 - ◆ 牛久沼土地改良一般(前期) ◆
- 徴収日は6月2日です

額から、規定の患者自己負担限度額を除いた額を助成します。

- ③ 健康保険から支給される高額療養費などは助成額に含まれません。
- ④ 保険診療以外の費用(室料差額など)は助成の対象となりません。

◆自己負担額

所得に応じた自己負担限度額(5万円、3万円、1万円)が自己負担金となります。医療費の自己負担金が、自己負担限度額以内の場合、その医療費は助成となります。

◆申請手続き

申請手続きは、住所地を管轄する保健所に必要な書類を揃えて申請してください。認定されれば、県から「肝炎インターフェロン治療受給者証」が交付されます。詳しくは、

保健所または県保健予防課までお問い合わせください。

【提出書類】

- ①と②は保健所にあります。
- ① 肝炎インターフェロン治療受給者交付申請書
- ② 肝炎インターフェロン治療受給者証認定に係る診断書
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 申請者および申請者と同じの世帯に属する者の市町村

税の課税年額を証明する書類

- ⑤ 健康保険証(コピー)
 - ⑥ 返信用封筒
- (1200円の切手を貼付)

◆問合せ先

県保健予防課
TEL 029-1301-3220
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/yobo/yobo.htm>
竜ヶ崎保健所
TEL 62-2161

法務総合相談所

開設のお知らせ

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護など法務局の取り扱う業務全般について、法務局職員及び人権擁護委員が相談に応じます。

秘密は固く守ります。料金

は無料です。

◆日時

平成20年6月1日(日)
午前10時～午後4時まで
(受付は午後3時30分まで)

◆場所

龍ヶ崎市市街地活力センター「まいん」2階コミュニティルーム

龍ヶ崎市4264番地1

◆相談内容

境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、サラ金の取立て問題、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題など

◆問合せ先

水戸地方法務局総務課
TEL 029-1227-9911

「歯の何でも電話相談」

ふだん、歯科医師に聞けないこと・入れ歯のこと・子どもさんの歯の悩み・インプラント・矯正・口臭の悩み・顎関節症・歯周病・ブラッシングの仕方、料金のことなど、歯についての悩みや質問をな

んでも受け付けます。

匿名で結構ですので、お気軽にお電話ください。料金は無料です。

◆とき

平成20年6月8日(日)
午後2時～5時

◆受付電話番号

TEL 029-823-7930
TEL 029-835-0737

◆回答者 歯科医師

◆主催

茨城県保険医会

土浦市文京町1-50 富士火災ビル3F
TEL 029-823-7930

犯罪被害者相談窓口の
（案内）

犯罪の被害に遭われた方や、その家族からのさまざまな悩み・相談に心じ、必要な支援に関する情報提供を行います。

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。相談料は無料です。

◆期日 月曜日～金曜日

午前9時～午後4時（但し、正午～午後1時までを除く）

◆場所

茨城県生活環境部生活文化課
安全なまちづくり推進室

（県庁舎12階）

専用電話

029-301-7830

（なやみゼロ）

◆問合せ先

茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室

TEL 029-301-2842

HP <http://www.anzen.pref.ibaraki.jp/>

犬・猫の避妊手術の
助成について

茨城県獣医師会では、動物愛護事業の一環として、愛犬・愛猫の避妊去勢手術の助成を実施します。

◆助成対象

県内に在住する犬・猫の飼い主。助成対象動物は、平成20年6月1日以降に県内の動物病院で、避妊・去勢手術を受ける犬・猫。

◆助成頭数

先着850頭。犬・猫または避妊・去勢の区別なし

◆助成金額

避妊1頭につき4,000円、去勢1頭につき3,000円

◆申込み

各動物病院にある応募用はがきに必要な事項を記入の上、県獣医師会にお申込みください。

◆問合せ先

茨城県獣医師会

TEL 029-241-6242

都市整備課生活環境G

TEL 84-2361

募集

「知事と語りこ」『明日の茨城』参加者募集

対話集会に参加して、県政について橋本知事と意見交換してみませんか。聞くだけで最新の県政の動きが分かりますので、ぜひご応募ください。

【稲敷会場】

日時：平成20年7月2日（水）
午後2時～4時

場所：あずま生涯学習センター
（稲敷市佐原組新田1596）

◆応募方法

はがき、FAX、Eメール（いずれも可）に希望会場・住所・氏名・性別・職業・電話番号を明記し左記あてにご応募ください。

◆対象

20歳以上の方

◆応募締切

平成20年6月18日必着

TEL 300-0051

土浦市真鍋5-17-26

茨城県南地方総合事務所県民生活課

TEL 029-822-7026

FAX 029-822-7050

Eメール：nansokenmin@pref.ibaraki.lg.jp

河内町シルバー人材センター
メンバー募集

河内町シルバー人材センターでは会員を募集しています。

あなたの長年培ってきた経験や技能を地域社会のためにもう一度役立ててみませんか？町内に居住するおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方、そして自らの生きがいの充実や、活力ある地域づくりに貢献することを望む方ならどなたでも会員になれます。

（会費として、年額2,000円が必要となります。）

◆問合せ先

河内町生板9593
（福祉センター敷地内）

TEL 84-5455

平成20年度消費生活講座の受講生募集

県では、消費者問題に関心のある県民の方を対象に、消費生活講座（通信講座）を開講します。この講座は、契約に関する基礎知識、金融商品に関する知識、くらしに関する知識に加え、昨今被害が増加している悪質商法に関する知識などを県民の皆さんに身に付けていただくことを目的としています。

◆開講期間

平成20年7月～10月

◆対象

消費生活に関心を持っている県民の皆さん

◆応募資格

県内在住者または通勤通学者

◆人数

300名

◆場所

通信講座ですので、ご自宅で受講できます。

◆料金

受講料 無料

◆テキスト代、郵送料などは

受講者負担となります。

◆申込方法

はがきなどに、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号を記入の上、受講を希望する地方総合事務所県民生活課「消費生活講座」

係へお申し込みください。

◆申込締切

平成20年6月6日(金)

※当日消印有効

◆申込み・問合せ先

県生活文化課

TEL 029-301-2829

県南地方総合事務所県民生活課

TEL 029-822-7038

ご案内

第1回いばらき看護職 合同進学・就職説明会

高校生及び看護職を目指す方。また、看護学生や再就職を希望されるすべての看護職の方を対象に「第1回いばらき看護職合同進学・就職説明会」を開催します。参加無料、予約・申込み不要、入退場事由ですので、お気軽にご参加ください。

◆日時・会場

平成20年6月22日(日)

午後1時～5時

つくば国際会議場(大会議室)

101、102

◆対象者

高校生及び看護職を目指す方、看護学生、すべての看護職員

◆内容

・求人情報提供コーナー
(各ブース担当者ごと)

・就職面談コーナー

・茨城県ナースセンター求職登録

・e-ナースセンターを活用

してみよう!

・看護職進学相談センター

◆問合せ先

社団法人茨城県看護協会・茨

城県ナースセンター

〒310-0034

水戸市緑町3-5-35

保健衛生会館3F

TEL 029-221-6900

子犬子猫のための 里親譲渡会

茨城県動物指導センターに収容された犬猫のうち、一般家庭での飼育に適すると思われる子達を保護・飼育し飼育希望者に譲渡いたします。犬や猫を飼いたいとお考えの方は是非お越しください。

◆日時

平成20年6月7日(土)

午前10時～午後4時

◆場所

取手競輪場駐車場

◆主催

ライフボート友の会

◆協力

茨城県動物指導センター

取手競輪場

◆申込み方法

ホームページで譲渡会内容を確認の上、「申込みフォーム」からお申込みください。

◆問合せ先

ライフボート友の会

TEL 04-7190-1919

HP <http://www.lifeboatjapan.org>

Org

広報紙に掲載された写真 をお分けします(データ)

◆申込方法

①電子メールで、hisho@io

wn.ibaraki-kawachi.lg.jp

宛に、件名を「写真希望」とし、

本文に 1.氏名、2.住所、

3.掲載月、4.掲載ページ、

5.「〇〇〇」が写っている写真

と明記してメールしてください。

※画像サイズが約1MBから

3MB程度です。

②電子媒体を総務課秘書室ま

で持参してください。

(CD-R、MOなど)

◆問合せ先

役場総務課秘書広聴G

TEL 84-2111(内線103)

俳句

かわち俳句会

人の世をやさしと思ふ桜かな
若泉 栄治

大空を独り占めして揚雲雀
大塚 一重

日だまりの何か言いそうフリージャ
大野 けい子

花吹雪信号渡る子の髪に
大野 志げ子

行く道の空の明るさ辛夷咲く
吉田 四郎

なつかしの唄口ずさみ雲雀飛ぶ
寺田 節子

荒れ狂ふ夜への嵐に花惜しむ
田沼 和子

揚雲雀こゑの翼となりけり
津根 としお

木蓮の白究まりて暮れにけり
杉原 利代

孫達も揃って走る桜道
椿 公子

祝膳飛び跳ねそうな桜鯛
川口 ふく

早春や土ほこり舞う野菜畑
遠藤 正雄

満開の花に嵐の一日かな
橋爪 かん

咲き満ちて風の生まる糸ざくら
田中 康夫

心地よき旅の疲れや雲雀鳴く
鴻野 たけ

短歌

かわち短歌会

万巻に非ねど墓相書重ねよむ吾が人生の終章の日日

久松 浩洋

少子化と高齢化進む我が町に連翹香る朝のしづけき

庄司 登千子

漁師には見えない人が魚捕り両手広げて業を自慢す

石山 候江

冬越して蕾の百合は忘れずに床しく咲きて玄関も春

郡 玉翠

蝕まれゆく田園やコンクリの圏央道の脚立ち並らぶ

青野 清一

幸せか不幸か歌にかかづらひ生き様などをつねに責めらる

青木 保

人権擁護委員を知っていますか

昭和24年（1949年）6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のためにすみやかに適切な処理を採ります。

また、街頭啓発や講演会などを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めています。

河内町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。河内町の人権擁護委員さんを紹介します。

山下 昌男 氏 TEL86-3116

大野 善康 氏 TEL84-3577

北嶋 泰子 氏 TEL84-2005

雑賀 茂 氏 TEL84-3156

「県政ふれあいバス」に参加しませんか

県では、県の施設や県政に関わりのある施設などを見学し、茨城県について理解を深めて頂いたり、親しみを持ってもらう目的で、「県政ふれあいバス」を、各地方総合事務所ごとに毎年実施しています。

県南地方総合事務所では、今年、平成20年度は次のような日程・内容で実施いたしますので、皆様お気軽にお申込みください。

【内容】

コース名	定員	実施日	申込期限	主な見学施設	バス乗降場所
一般コース	30名	7月24日(木)	6月23日(月)	・県庁 ・ひたちなかインフォメーションセンター ・常陸那珂火力発電所 ・常陸那珂港	守谷市役所 土浦合同庁舎
親子ふれあいコースA	30名	7月29日(火)	6月23日(月)	・県立歴史館 ・県農業総合センター	牛久市中央生涯学習センター 土浦合同庁舎
親子ふれあいコースB	30名	8月5日(火)	6月23日(月)	・県植物園 ・茨城空港	土浦合同庁舎 石岡市役所

【費用】 無料。但し、昼食は参加者の持参となります。

【対象者】 一般コースについては、15歳以上の県内居住者（中学生及び県職員を除く）

親子ふれあいコースについては、小中学生と保護者（県職員を除く）

【申込方法】 官製往復はがきに①希望コース（1コースのみ）、②乗降希望場所、参加者全員の③住所④氏名⑤年齢⑥性別⑦電話番号⑧職業または学年をお書きのうえ、申込期限（当日の消印有効）までに申込みください。

なお、1枚のはがきで4名まで申込みできます。同一コースに複数枚での申込みや申込後の人の入替えは出来ませんのでご了承ください。

応募者数が募集人数を超えた場合には、抽選により参加者を決定します。

抽選結果については、締切日より2週間前後にご連絡します。

【申込み・問合せ先】

茨城県県南地方総合事務所 県民生活課広報広聴係 県政ふれあいバス担当 まで

〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 TEL029-822-7026

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 6月2日(月) } 午前10時～正午
6月16日(月) }
場所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
弁護士相談 毎週水曜日
午後1時～4時(要予約)
土浦合同庁舎 本庁舎3F(☎029-823-1123)
巡回相談 毎月第2水曜日
午前10時～正午 午後1時～3時
龍ヶ崎市役所(☎64-1111)
※弁護士相談・巡回相談は面接のみ
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故4月発生状況

	(前月比)	(累計)
発生件数(人身事故)	5件(±0)	(15)
死者数	0人(±0)	(0)
負傷者数	7人(-3)	(24)

龍ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	5人	転入	22人
おくやみ	13人	転出	39人

◆ 人口・世帯 ◆

平成20年5月1日現在

人口	10,927人	(-25)
男	5,380人	(-16)
女	5,547人	(-9)
世帯数	3,422世帯	(-1)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	教育委員会	学校教育G	☎84-3322
都 市	上下水道G	事務局	生涯学習G	☎84-2843 (公民館)
	建設環境G		福祉センター	☎84-3699
整備課		つつみ会館	保健センター	☎84-4486
		地域包括支援センター	防災かわち (音声案内)	☎84-2212
		社会福祉協議会	シルバー人材センター	☎84-5455

◆ 休日診療当番医(6月) ◆

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
1日	坂本(隆)医院 ☎029-892-2232	福岡小児科医院 ☎66-3245	いしかわクリニック ☎62-0378
8日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	さくらクリニック ☎65-1211	竜ヶ崎医院 ☎62-0550
15日	古橋医院 ☎029-978-3770	兼子内科循環器科 ☎64-3105	秋本脳神経外科 ☎64-3311
22日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	池田病院 ☎64-1152	菊地整形外科 ☎64-6111
29日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	野上小児科医院 ☎65-3375	斎藤クリニック ☎64-3527

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。	
救急医療情報コントロールセンター	☎029-241-4199
救急医療情報システム	ホームページ： http://www.qq.pref.ibaraki.jp/ 携帯サイト： http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/

◆ ごみ収集日(6月) ◆

資源回収日		燃えないごみ収集日	
A地区	3・17	C地区	10・24
B地区	5・19	D地区	12・26
燃えるごみ収集日		粗大ごみの予約収集日	
全地区	毎週月・水・金曜日	6月中の予約→7月5日	

広報

かわち

平成20年5月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>